

## 海上物品輸送に関する証書

## ● 船荷証券

- 海上物品運送契約による運送品の受取又は船積みを証し、その引渡請求権を表章する有価証券
  - \* 国内海上運送では船荷証券は使用されておらず、国際海上運送で使用される
  - ✓ 裏書によって譲渡することが可能(商法第762条)。
  - ✓ 証券の引渡しは、対象となる動産の引渡しと同一の効力(物権的効力)を有するとされている(商法第763条)
  - ✓ 船荷証券と引換えでなければ、運送品を受け取ることができない(商法第764条)
  - ✓ 海上運送状が発行されている場合には利用できない(商法第757条第3項)
  - ✓ 船荷証券統一条約(ヘーグ・ルール)や同改正議定書(ヘーグ・ヴィスビー・ルール)の存在(紙の船荷証券を前提としたルール)

→船荷証券を利用した場合には、船舶が到達港に到着した時に船荷証券が荷受人に届いておらず、運送品の引渡しを受けられないという事態(船荷証券の危機)が生じ得ることから、海上運送状が利用されるようになる

## ● 海上運送状

- 海上物品運送契約による運送品の受取又は船積みを証し、運送契約の内容を知らせるため、船荷証券に代えて運送人が荷送人又は傭船者に対して発行する運送書類(≠有価証券)
  - ✓ 到着地で運送品を受け取る際に、海上運送状の呈示は不要
  - ✓ 船荷証券と異なり、海上運送状自体を譲渡できない
  - ✓ 電磁的方法による提供も可能(商法第770条第3項)
  - ✓ 船荷証券が発行されている場合には利用できない(商法第770条第4項)
  - ✓ 海上運送状に関するCMI統一規則の存在

## 船荷証券の電子化に関連する国際的取組みの概要

→船荷証券が持つ問題点への対応として、電磁的な方法による海上運送状の利用のほか、以下のような取組みがされている

### ● 実務上の対応

- Bolero等の民間のいわゆるクラブシステムの規約に関係者が合意し、運営機関のデータベースの書換えを通じて、船荷証券上の権利の帰属の管理や銀行決済等を行い、事実上電子的な船荷証券の譲渡等を実現するもの
  - ✓ 電子式船荷証券のためのCMI規則の存在
  - ✓ 船荷証券上の権利の帰属の変更等が可能であるが、クラブシステム外の第三者には対抗できない

### ● 国際的なルール作りの試み

- ロッテルダム・ルールズ(全部又は一部が海上運送による国際物品運送契約に関する国際連合条約)→現在未発効
- UNCITRAL MLETR(電子的移転可能記録モデル法)

### ● 諸外国の各国法

- バーレーンにおいて UNCITRAL MLETRに基づく立法がされたとのことであるが、現時点では諸外国の立法は進んでいない

## 今後の対応

・関係省庁及び関係団体と連携し、以下に取り組む

- ✓ 関係者の具体的ニーズ及び国際的な動向の把握
- ✓ 制度の見直しに関する具体的な論点の整理(海外法制の調査等の基礎調査を含む)

⇒ 有識者をメンバーに加えた研究会等を立ち上げ、一定の結論を得る予定

## 整理すべき主要論点

### 準拠法に関する問題

- 船荷証券は国際海上運送で用いられるため、準拠法(国境を越えた法律関係に関する問題を解決するにあたり判断基準となる法)との関係で、以下のような問題が生ずる
  - 日本法を整備しても、内容が異なる外国法が適用されうる
    - ✓ 例えば、外国で第三者により貨物の差押えがされた事例においては、その国の法律(国際私法)に基づき、準拠法が決定され、当該準拠法に基づき紛争解決が図られることとなる
    - ✓ 日本法で電子船荷証券について整備したとしても、電子船荷証券について整備をしていない国や、日本法と規律が異なる国の法律が準拠法として適用されると、電子船荷証券は、証券としての効果を持たないこととなるなど、取引の法的安定性が害されるおそれ
- 国際的な動向を把握した上で、国際的なルール作りの働きかけが必要ではないか

### 電子船荷証券(システム)に求める要件等について

- 電子船荷証券の要件をどのように規定するか
  - ✓ 船荷証券は国際海上運送で用いられるため、諸外国の規律・国際ルールとの平仄に留意する必要性が高いが、現時点では、国際標準といえるものが存在しない